

南原区細則

- 一、 総会の欠席 区の出払作業は過怠金を徴収するものとする。
但し、やむを得ない事情の場合はこの限りに有らず。
- 二、 過怠金は次のとおりとする。
 - 二―一 総会欠席一〇〇〇円
 - 二―二 区の出払作業欠席五〇〇〇円（平成十八年度より）
- 三、 南原区の慶弔については、原村風習改善規約に準じ、推進するものとする。
- 四、 区民が死亡された場合、区より香料として五〇〇〇円を贈る。（平成十三年より）
- 五、 葬儀に際しては、第一・二常会、第三・四常会、第五常会がこれにあたる。
但し、常会毎に出来る場合はこの限りにあらず。
- 六、 冠婚葬祭での公民館使用料は次のとおりとする。
区民一万円、区民外二万円（平成二年度より）
- 七、 冠婚葬祭以外での公民館及び備品の使用料は次のとおりとする。
 - 七―一 大広間、小部屋を含め一五〇〇円。暖房費一五〇〇円。
机一基五十円。座布団等は無料、但し汚した場合は洗濯の事。

大釜は無料。(昭和六十年年度より) 以上は区民の私的使用に適用する。

区民以外の公民館使用料は五〇〇〇円とし、営業業者については別途検討する。(平成十三年度より)

七―二 公民館使用料(平成二十五年四月二十一日 施行)

- ① 主催者及び団体が区民の場合は無料
- ② 公的団体(役所関係)が区民を対象に使用する場合は無料
- ③ 主催者及び団体が区民以外で対象者が区民の場合は3,000円
- ④ 主催者及び団体が区民以外で対象者も区民以外の場合は5,000円
- ⑤ 主催者が営業目的の業者・団体は別途検討する。

八、 区費及び協力費は、区費三〇〇〇円、協力費一〇〇〇円とする。

区民相当の法人は協力費三〇〇〇円とする。(平成十三)

八、 区費及び協力費について(平成二十六年一月一日 施行)

- ① 区費月額3,000円(区民全戸)
- ② 協力費月額1,000円は、アパート居住者、一戸建て持家で非常住者(年間滞在日数50%未満)、区内に在籍する法人以外の会社とする。
- ③ 協力費月額3,000円は、一戸建ての借家及び持家で常住者、区民相当の法人会社とする。

九、 入区金は、分家入区十五万円、その他新規入区二十万とする。(平成元年より)

入区相当の法人は二十万円の協力金とする。(平成十三年)

十、 区長職、副区長職の手当は、区長十五万円、副区長十万五千元とする。(平成二十年より)

十一、 区会議員(常会長)の手当は二万四千元とする。(平成十八年度より)

十二、 体協役員の手当は二五〇〇円とする。

十三、 本細則の改廃及び新たに必要とする場合は、総会において決めるものとする。

十四、 本細則は、平成十三年一月一日より施行する。

本細則は、平成十八年一月八日より一部改正施行する。

本細則は、平成二十年元旦より一部改正施行する。

本細則七―二項は、平成二十五年四月二十一日より改正施行する。

本細則八項は、平成二十六年一月一日より改正施行する。